

新旧対照表(北海道環境産業振興戦略 第5章)

戦略見直し(素案)	現戦略								
<p>第5章 戦略の推進に向けて</p> <p>1 成果指標の設定</p> <p>取組の進捗状況や効果の把握を目的として、3つの戦略と支援する仕組みにおいて、以下の成果指標を設定します。</p> <table border="1" data-bbox="181 485 1108 1179"> <tr> <td data-bbox="181 485 427 663">戦略 1</td> <td data-bbox="427 485 1108 663">寒冷地型スマートハウス街区の開発(1箇所) 高断熱・高気密住宅に太陽電池や蓄電池、燃料電池などを組み合わせた「寒冷地型スマートハウス」を面的に拡大し、競争力強化につなげるため、モデルとなるスマートハウス街区を開発し、全道へ波及させていきます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 663 427 842">戦略 2</td> <td data-bbox="427 663 1108 842">地域内リサイクルシステムの構築(3地域) 地域特性に応じた資源を、自治体・地元企業等が連携して、加工、流通、利活用する地域内リサイクルシステムの構築を、農業系、林業系及び食品系の3分野を想定し、それぞれ1地域で進めていきます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 842 427 1027">戦略 3</td> <td data-bbox="427 842 1108 1027">産業部門の最終エネルギー消費量(22.3GJ/百万円) 関連するサービス系事業の育成・振興などを進め、企業の省エネ行動を促進し、「新エネルギー導入拡大に向けた基本方向(平成 26 年 3 月)」の目標値である産業部門の最終エネルギー消費量の達成を目指します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1027 427 1179">支援する仕組み</td> <td data-bbox="427 1027 1108 1179">環境ビジネス実施企業の割合(25%) 環境省の「環境経済観測調査」における道内企業の環境ビジネス実施企業の割合を成果指標とし、環境産業への参入に向けた企業の動きを加速化していきます。</td> </tr> </table> <p>2 補助指標の設定</p> <p>取組の進捗状況や効果の把握の参考とするため、成果指標に関連する補助指標を設定して、その推移を把握します。</p>	戦略 1	寒冷地型スマートハウス街区の開発(1箇所) 高断熱・高気密住宅に太陽電池や蓄電池、燃料電池などを組み合わせた「寒冷地型スマートハウス」を面的に拡大し、競争力強化につなげるため、モデルとなるスマートハウス街区を開発し、全道へ波及させていきます。	戦略 2	地域内リサイクルシステムの構築(3地域) 地域特性に応じた資源を、自治体・地元企業等が連携して、加工、流通、利活用する地域内リサイクルシステムの構築を、農業系、林業系及び食品系の3分野を想定し、それぞれ1地域で進めていきます。	戦略 3	産業部門の最終エネルギー消費量(22.3GJ/百万円) 関連するサービス系事業の育成・振興などを進め、企業の省エネ行動を促進し、「新エネルギー導入拡大に向けた基本方向(平成 26 年 3 月)」の目標値である産業部門の最終エネルギー消費量の達成を目指します。	支援する仕組み	環境ビジネス実施企業の割合(25%) 環境省の「環境経済観測調査」における道内企業の環境ビジネス実施企業の割合を成果指標とし、環境産業への参入に向けた企業の動きを加速化していきます。	<p>第5章 戦略の推進に向けて</p> <p>1 工程表</p> <p>前章で掲げた戦略展開の基本方針に基づき、各重点戦略分野について、戦略の対象期間5年間における施策展開イメージを想定した工程表は以下のとおりです。</p> <p>(工程表は略)</p>
戦略 1	寒冷地型スマートハウス街区の開発(1箇所) 高断熱・高気密住宅に太陽電池や蓄電池、燃料電池などを組み合わせた「寒冷地型スマートハウス」を面的に拡大し、競争力強化につなげるため、モデルとなるスマートハウス街区を開発し、全道へ波及させていきます。								
戦略 2	地域内リサイクルシステムの構築(3地域) 地域特性に応じた資源を、自治体・地元企業等が連携して、加工、流通、利活用する地域内リサイクルシステムの構築を、農業系、林業系及び食品系の3分野を想定し、それぞれ1地域で進めていきます。								
戦略 3	産業部門の最終エネルギー消費量(22.3GJ/百万円) 関連するサービス系事業の育成・振興などを進め、企業の省エネ行動を促進し、「新エネルギー導入拡大に向けた基本方向(平成 26 年 3 月)」の目標値である産業部門の最終エネルギー消費量の達成を目指します。								
支援する仕組み	環境ビジネス実施企業の割合(25%) 環境省の「環境経済観測調査」における道内企業の環境ビジネス実施企業の割合を成果指標とし、環境産業への参入に向けた企業の動きを加速化していきます。								

戦 略 1	(1) スマートメーター設置数 (2) スマートハウスを含む高断熱・高気密住宅の 販売戸数 (3) EV充電設備設置数
戦 略 2	(1) リサイクル認定製品売上高 (2) 木質ペレット燃料の出荷量 (3) 産業廃棄物処理業者数(処分を業として行う者)
戦 略 3	(1) 地中熱利用ヒートポンプシステムの設置件数 (2) コージェネ導入状況(台数、容量) (3) ESCO事業の導入件数
支援する 仕 組 み	(1) 企業と地方独立行政法人北海道総合研究機構との 共同研究数 (2) 道外展示会における道内企業の出展数、商談件数 (3) 中小企業総合振興資金による融資額

3 事業者、研究機関、市町村等との連携強化

本戦略の推進に向けては、事業者や研究機関・支援機関、行政が、それぞれの立場から役割を発揮していくことが重要です。

道は、環境産業の振興を図るため、第4章に掲げる施策を展開します。また、戦略の実施にあたっては、事業者や研究機関などが次のような役割を発揮していけるよう、関係団体等と連携し、効果的な施策実施に努めてまいります。

(1)事業者

事業者には、本戦略に基づき自らの経営資源の優位性を活かし、商品の生産、販売、サービスの提供に必要な設備、人材、技術等、環境分野への投資活動に積極的に取り組むほか、それぞれの業務における環境対応を進め、持続的に経営の革新、国内外における商品の販路、サービスの提供範囲の拡大を図るため、本戦略の第4章に基づく施策を有効に活用することを期待します。

2 事業者、研究機関、市町村等との連携強化

本戦略の推進に向けては、事業者や研究機関・支援機関、行政が、それぞれの立場から役割を発揮していくことが重要です。

道は、環境産業の振興を図るため、第4章に掲げる施策を展開します。また、戦略の実施にあたっては、事業者や研究機関などが次のような役割を発揮していけるよう、関係団体等と連携し、効果的な施策実施に努めてまいります。

(1)事業者

事業者には、本戦略に基づき自らの経営資源の優位性を活かし、商品の生産、販売、サービスの提供に必要な設備、人材、技術等、環境分野への投資活動に積極的に取り組むほか、それぞれの業務における環境対応を進め、持続的に経営の革新、国内外における商品の販路、サービスの提供範囲の拡大を図るため、本戦略の第4章に基づく施策を有効に活用することを期待します。

(2)大学等試験研究機関・支援機関等

大学等試験研究機関は、環境産業に関する技術人材の育成、研究成果の社会への還元等を通じ、地域貢献や地域における知の拠点としての支援機能の充実に努める必要があります。

支援機関等は、地域における事業者の意欲ある取組の発掘・育成や、事業化に向けた産学官への助言・支援等を通じ、地域経済の活性化に努める必要があります。

(3)行政

市町村は、環境産業の育成・振興のための施策を積極的に展開し、施策の推進にあたっては、大学・試験研究機関や地域の産業支援機関の研究開発及び技術支援の機能を積極的に活用するほか、地域の産業支援機関、事業者、産業に関する団体その他の関係機関と緊密な連携を図り一体的・相乗的に取り組む必要があります。

国は、環境産業の育成・振興に必要な規制緩和や制度創設に取り組むことが求められています。

4 庁内の推進体制

本戦略を推進するための関連事業を所管する関係課・室から構成される庁内連携会議を設置し、関連する計画との整合を図るなど、情報交換や連絡調整を行いながら、効果的に取組を進めていきます。

(2)大学等試験研究機関・支援機関等

大学等試験研究機関は、環境産業に関する技術人材の育成、研究成果の社会への還元等を通じ、地域貢献や地域における知の拠点としての支援機能の充実に努める必要があります。

支援機関等は、地域における事業者の意欲ある取組の発掘・育成や、事業化に向けた産学官への助言・支援等を通じ、地域経済の活性化に努める必要があります。

(3)行政

市町村は、環境産業の育成・振興のための施策を積極的に展開し、施策の推進にあたっては、大学・試験研究機関や地域の産業支援機関の研究開発及び技術支援の機能を積極的に活用するほか、地域の産業支援機関、事業者、産業に関する団体その他の関係機関と緊密な連携を図り一体的・相乗的に取り組む必要があります。

国は、環境産業の育成・振興に必要な規制緩和や制度創設に取り組むことが求められています。

3 庁内の推進体制

「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」が示す考え方に沿って省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入に関する対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした全庁会議である「北海道省エネルギー・新エネルギー施策推進会議」において、本戦略を推進する部会を設置し、関連する計画との整合を図るなど、他部との情報交換を行いながら、全庁的に取組を進めます。(図-3)

(図-3は略)

5 戦略の進行管理

戦略の推進状況を確認し、的確に施策を展開するため、毎年度、政策評価などを通じてPDCAサイクルを徹底し、効果的な取組を進めていきます。

また、戦略の対象期間の中間年度である平成30年度において、それまでの取組の実績や成果などを踏まえた施策展開について、有識者や市町村・企業などからご意見を伺いながら点検・評価を行い、次年度以降の施策の立案、実施に反映させ、本戦略の実効性を確保します。

4 戦略の進行管理

戦略の推進状況を確認し、的確に施策を展開するため、毎年度、重点分野毎に取組内容や実施する施策などから成る戦略の実施計画を作成し、迅速かつ集中的な取組の実施を図ります。

戦略の進行管理は、この実施計画に基づきその取組内容の点検・評価を行い、施策の推進状況を把握したうえで、次年度以降の施策の立案、実施に反映させ、本戦略の実効性を確保してまいります。